

令和6年12月

篠栗町議会第4回定例会
会 議 録

福岡県篠栗町議会

会期日程

(会期：12月3日(火)～11日(金) 9日間)

会期	月	日	曜		開議時刻	摘 要
第1日	12	3	火	本 会 議	午前10時	開 会
						<ul style="list-style-type: none"> ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・議案の上程(提案理由説明)及び質疑 ・議案の委員会付託 ・採決
第2日	12	4	水	考 案 日		
第3日	12	5	木	本 会 議	午前10時	・一般質問
第4日	12	6	金	条 例 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第5日	12	7	土	休 会		閉 庁
第6日	12	8	日	休 会		閉 庁
第7日	12	9	月	予算特別委員会	午前10時	・付託案件審査
第8日	12	10	火	予 備 日		
第9日	12	11	水	本会議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> ・各付託案件委員長報告 ・採決 ・閉会中の継続審査
						閉 会

議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
71	専決処分の承認を求めることについて(専決第13号) 〔令和6年度篠栗町一般会計補正予算(第7号)について〕	予算 特別委員会
72	専決処分の承認を求めることについて(専決第14号) 〔令和6年度篠栗町一般会計補正予算(第8号)について〕	予算 特別委員会
73	篠栗町宿泊税交付金基金条例の制定について	総務建設 常任委員会
74	篠栗町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条 例の制定について	総務建設 常任委員会
75	篠栗町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	文教厚生 常任委員会
76	篠栗町総合運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改 正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
77	篠栗町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
78	篠栗町道路占用及び使用に関する条例の一部を改正する条例 の制定について	総務建設 常任委員会
79	指定管理者の指定期間延長について	文教厚生 常任委員会
80	令和6年度篠栗町一般会計補正予算(第9号)について	予算 特別委員会
81	令和6年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)に ついて	予算 特別委員会
82	令和6年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) について	予算 特別委員会
83	令和6年度篠栗町水道事業会計補正予算(第2号)について	予算 特別委員会

令和6年第4回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

令和6年12月5日(木) 午前10時開議

第1, 一般質問

質問順位	議席番号	質問者	
1.	1番	崎山 佐穂	議員
2.	3番	吉本 文枝	議員

令和6年第4回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

令和6年12月11日(水)午前10時開議

- 第1, 議案第 71号 専決処分の承認を求めることについて(専決第13号)
〔令和6年度篠栗町一般会計補正予算(第7号)について〕
- 第2, 議案第 72号 専決処分の承認を求めることについて(専決第14号)
〔令和6年度篠栗町一般会計補正予算(第8号)について〕
- 第3, 議案第 73号 篠栗町宿泊税交付金基金条例の制定について
- 第4, 議案第 74号 篠栗町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5, 議案第 75号 篠栗町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6, 議案第 76号 篠栗町総合運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7, 議案第 77号 篠栗町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8, 議案第 78号 篠栗町道路占用及び使用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9, 議案第 79号 指定管理者の指定期間延長について
- 第10, 議案第 80号 令和6年度篠栗町一般会計補正予算(第9号)について
- 第11, 議案第 81号 令和6年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 第12, 議案第 82号 令和6年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について
- 第13, 議案第 83号 令和6年度篠栗町水道事業会計補正予算(第2号)について
- 第14, 常任委員会の閉会中の継続調査の件

令和6年第4回(12月)

篠栗町議会定例会

12月3日(開会)

令和6年 第4回 定例会 会議録

日時 令和6年12月3日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	崎山佐穂	2番	浦野雅幸	3番	吉本文枝
4番	門馬良	5番	太郎良瞳	6番	横山和輝
7番	品川静	8番	古屋宏治	9番	栗須信治
10番	村瀬敬太郎	11番	今長谷武和	12番	荒牧泰範

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正	副町長	大塚哲雄
教育長	今長谷寛	総務課長	田村明広
財政課長	藤忠文	財産活用課長	熊谷重幸
会計課長	西村智子	まちづくり課長	大内田幸介
税務課長	進藤功次	収納課長	平山智久
住民課長	有隅哲哉	健康課長	田中久善
福祉課長	村瀬菊子	産業観光課長	松熊大
都市整備課長	堀雅仁	上下水道課長	花田篤
学校教育課長	吉村秀昭	こども育成課長	藤幸三
社会教育課長	横内綾子	監査委員事務局長	佐伯和久

出席した議会事務局職員

局長	水江靖浩	次長	伴秀代
主事	黒瀬友宏		

開会 午前10時00分

○議長（荒牧 泰範） 本日は、全員出席で開議は成立いたします。

なお、本日は議会事務局並びにまちづくり課職員の写真撮影を許可いたしております。

ただいまから、令和6年第4回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットの掲載の議事日程のとおりでございます。

なお、常任委員会の閉会中の調査結果は、タブレットに送信したとおりでございます。

それでは、これより、日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、3番、吉本文枝議員、4番、門馬良議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月11日までの9日間にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒牧 泰範） はい、異議なしと認めます。

従いまして、会期は本日から12月11日までの9日間に決定いたしました。

日程第3、議案の上程をいたします。

本定例会に提出されております議案は、議案第71号から議案第83号までの計13議案でございます。

ほかに報告2件、議員提出案件1件が提出されております。

それでは、議案第71号から議案第83号までを一括議題といたします。

町長に、就任の挨拶及び所信表明とあわせて、提案理由の説明を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

本日は、令和6年第4回定例会を招集いたしましたところ、公私とも御多忙の中に御出席賜り誠にありがとうございます。

提案理由を御説明する前に少しお時間を頂きまして、就任の御挨拶とこれからの4年間に向けた私の思いを申し上げます。

先の町長選挙におきまして、おかげをもちまして再選を果たすことができました。
改めて、御支援を頂きました皆様に感謝とお礼を申し上げます。

どうもありがとうございました。

2012年、平成24年でございますが、それ以来の選挙戦となりましたが、4年ごとに選挙という町民の審判を受けるというのが民主主義のルールでございます、そうした意味では、「次の4年間をぜひとも私に」という者同士が、選挙戦を通じて論戦を展開するということは大変意義のあることでありました。

今回は、町議会議員の皆様を二分しての激しい選挙戦となりました。

選挙戦3日目の朝、私と相手候補、双方の支援団としての町議会の議員の皆様方が、朝、篠栗駅の駅頭に勢ぞろいをするという日がございました。

その中で、相手候補を支援する議員のお1人が、私に対して、「何しよんですか」と言葉を発せられました。

選挙戦を戦っているに決まっているだろうと思いつつも、浴びせられたその言葉は、「高齢者は退場したほうがいいんじゃないかい」「もう時代は変わりますよ」という思いを込めたものだと思うに至りました。

多選批判・高齢批判を受けながらも、こうして再選を果たすことができたからには、20年間の経験があるから見えるものがあることを強みに、生まれ育った篠栗町のために、20年前、私が50歳のときの初心にかえて、粉骨砕身、篠栗町民の皆様のために尽くすことをここにお約束いたします。

私は、職員を二分して戦った1期目の選挙戦の後、11月30日の初登庁の挨拶で、「今日からはノーサイドでまちづくりに取り組みましょう」と訴えました。御存じのとおり、ラグビーでは終了のホイッスルをノーサイドの笛と言います。敵味方に分かれて激しいぶつかり合いをした者同士が握手をし、相手の健闘を称え合うものであります。

今回は、こうした議会を二分して戦った選挙戦でありましたが、まさに、「今日からはノーサイド」で篠栗町議会議員として、是々非々の論戦を戦わせていただきたいと願っております。

議長におかれましては、何とぞ議会内の舵取りをよろしくお願いいたします。

昨年逝去された、町村自治経営の師とも言える、東京大学名誉教授の大森彌先生がおっしゃってありました、「選挙にて4年間を任せてもらったからには、心を引締め、おごることなく、きめ細かく民意の所在を探る努力をし続けなければならない。」との言葉を肝に銘じて、緊張感を持って、この4年間の町長職を全うすべく、

これまで同様、全身全霊を傾けて努力してまいる所存でございます。

「着眼大局、着手小局」という言葉がありますが、まさにその思いで日々の職務を大事にし、常に私自身が師と仰ぐ稲盛和夫先生の「動機善なりや」「私心なかりしか」の教えを忘れることなく「利他の心」をもってことにあたることといたします。

私は、今回の町長選挙に向けた思いを、「この町に暮らす人とつくる『ささぐり・新時代』」として5つの項目を掲げました。

「全ての世代が楽しく暮らせる町に」「多くの人が行き交う賑やかな町に」「カーボンニュートラルを实践する町に」「税収増加で自立した財政運営のできる町に」「大学と連携して教育環境の充実した町に」の5項目でございます。

次の4年間で進めたい、この5項目を念頭に置いて、令和7年度当初予算、事業計画を令和7年第1回定例会において、施政方針として御説明したいと考えております。

石破総理大臣は11月28日召集されました、第216回臨時国会における11月29日の所信表明演説において、重要政策課題の第2番目として、「日本全体の活力を取り戻す」と力強くお話しになりました。

「地方創生2.0」地方創生は日本の活力を取り戻す経済政策であり、そして多様性の時代の国民の多様な幸せを実現するための社会政策です。元気な地方から、元気な日本をつくる試みは多くの点となって息づいています。いまだに全国的な広がりには欠けています。これを集めて面にして、やがては日本中の皆様に、面白い楽しいという思いを広げていかなければなりません。

この言葉に私は胸が震えました。この国を挙げての「地方創生2.0」の取り組みに、我が町もしっかりと歩調を合わせ、私が掲げた5項目を具体化していくことで、地方創生の成功事例をつくり上げることができると確信いたしました。

今後、国の当初予算ベースでの倍増される地方創生交付金をしっかり活用した事業案をいろいろと御提示してまいります。それを一つ一つ取り組んでいく先に、必ずや「ささぐり・新時代」が見えてくると確信しているからにはほかなりません。

職員に対しては、これまで以上にしっかりと国の動向にアンテナを張って、新政権の勢いに乗り遅れないようにしなければならぬと訓示しております。

躊躇したり立ち止まったりする時期ではないと考えております。待たなしで走り抜ける、その覚悟でこの4年間を突き進みます。

このような思いで諸施策を議会に提案し、御協力をお願いしチェックを頂きたいと考えておりますので、篠栗町議会議員の皆様方におかれましてはこれからも自治の両

輪として篠栗町を支えていただき、まちづくりの一翼を担っていただきますよう何とぞよろしくお願いいたします。

以上、私の新たな4年間のスタートに当たっての御挨拶を申し上げます。

続きまして、本定例会に提案しております議案第71号から議案第83号までの13議案について説明をいたします。

議案第71号は「専決処分の承認を求めることについて（専決第13号）」であります。

本議案は、令和6年度篠栗町一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものであります。

補正予算の内容は、衆議院議員総選挙実施に伴うもので、

令和6年度篠栗町一般会計予算の総額に1,750万3,000円を追加し、予算総額を143億4,138万9,000円とするものであります。

議案第72号は「専決処分の承認を求めることについて（専決第14号）」であります。

本議案は、令和6年度篠栗町一般会計補正予算（第8号）について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものであります。

補正予算の内容は、県議会議員補欠選挙実施に伴うもので、

令和6年度篠栗町一般会計予算の総額に1,420万1,000円を追加し、予算総額を143億5,559万円とするものであります。

議案第73号は、「篠栗町宿泊税交付金基金条例の制定について」であります。

本議案は、福岡県宿泊税交付金を財源とし、篠栗町における観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるための基金として積み立てるため、本条例を制定するものであります。

議案第74号は、「篠栗町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、職員の職務を給料表に定める級別標準職務表を整理するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第75号は、「篠栗町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、篠栗町体育施設の管理に関して変更が生じたことに伴い、所要の規定を

整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、篠栗町体育施設の使用時間を変更し、当該事項について規則において定めるもののほか、一部の教育関連施設については、町外者の使用に制限を設けるものであります。

議案第76号は、「篠栗町総合運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、篠栗町総合運動公園の管理に関して変更が生じたことに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、使用時間を変更するとともに、当該事項について、規則において定めるよう改正するものであります。

議案第77号は、「篠栗町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、今年、都市計画変更決定を行った高田地区地区計画及び都市計画決定を行った和田・津波黒地区地区計画の地区整備計画区域内における建築物の用途、構造及び敷地に関する制限規定等を本条例に追加することにより、当該区域における地区計画の目的に即した適正かつ合理的な土地利用を図り、健全かつ良好な都市環境を確保するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第78号は、「篠栗町道路占有及び使用に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、令和5年4月1日に道路法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、道路占用料の額及び占用物件の見直しを行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第79号は、「指定管理者の指定期間延長について」であります。

本議案は、篠栗町総合保健福祉センターの現指定管理者の指定期間を延長することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、当該指定期間の延長については、篠栗町公の施設に係る指定手続等に関する条例第6条の規定により設置された選定委員会からの答申に基づくものであります。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び位置は、篠栗町総合保健福祉センター、篠栗町中央一丁目9番2号、指定管理者となる団体の名称は、大成有楽不動産株式会社 代表取締役社長 浜中裕之、指定延長の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までであります。

議案第80号は、「令和6年度篠栗町一般会計補正予算（第9号）について」であります。

当該補正予算は、

令和6年度篠栗町一般会計予算の総額に7億1,095万1,000円を追加し、予算総額を150億6,654万1,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものといたしましては、

地方交付税1億3,778万5,000円、国庫支出金4億6,460万4,000円、県支出金8,613万3,000円、諸収入1,080万1,000円、町債1,150万円をそれぞれ追加するものであります。

次に、歳出の主なものといたしましては、

総務費において、財産管理費として、光熱水費3,500万円、企画費として、篠栗北地区産業団地事業用地2法面設計業務委託1,052万2,000円、篠栗北地区産業団地法面応急工事569万7,000円を追加し、情報政策費として、公共施設予約システム構築業務委託1,177万8,000円を減額し、公共施設予約システム関連備品購入費170万円を追加するものであります。

民生費において、障害者福祉費として、自立支援サービス給付1億2,600万円、更生医療給付900万円、

児童運営費として、児童運営費委託料1億6,899万2,000円、和田幼稚園増改築に係る施設整備補助金1,162万1,000円、子育て支援費として、児童手当2億7,282万円、子ども医療対策費として、子ども医療費844万8,000円を追加するものであります。

衛生費においては、予防費として、子宮頸がん(9価)個別接種委託料1,141万8,000円を追加するものであります。

土木費においては、道路橋梁費として、萩尾橋補修設計業務委託953万2,000円を追加するものであります。

教育費においては、篠栗小学校費、勢門小学校費、北勢門小学校費のそれぞれにおいて、備品購入費

1,278万7,000円、139万2,000円、282万3,000円。

中学校管理費として、篠栗北中学校ランチルームエアコン改修工事901万4,000円を追加するものであります。

繰越明許については、

篠栗北地区産業団地事業用地2法面設計業務委託1,052万2,000円、やまば

と児童クラブ整備事業6,233万9,000円、篠栗小学校新校舎建設設計業務委託4,417万4,000円を追加するものであります。

債務負担行為については、行政事務包括業務委託を、令和7年度から令和9年度に9億3,000万円、庁舎環境衛生管理業務委託を、令和7年度に95万7,000円、協働のまちづくり補助金を、令和7年度に200万円、ふるさと納税におけるポータルサイト運營業務委託に、令和7年度から令和9年度に、取扱い金額に応じて契約により定められている額、指定ごみ袋製造を、令和7年度に2,348万9,000円、春らんまんハイキング事業委託を、令和7年度に800万円、小中学校ICT支援業務委託を、令和7年度に1,029万6,000円、小中学校教師用教科書・指導書購入を、令和7年度に1,266万4,000円をそれぞれ追加するものであります。

最後に、地方債については、借入限度額を変更するものとしたしまして、公共事業等380万円、学校教育施設等整備事業480万円、災害復旧事業290万円をそれぞれ追加するものであります。

議案第81号は、「令和6年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」であります。

当該補正予算は、令和6年度篠栗町国民健康保険特別会計予算に、歳入歳出それぞれ206万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億276万6,000円とするものであります。

内容は、特別調整交付金の額の確定による返還金等の増額補正であります。

議案第82号は、「令和6年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」であります。

当該補正予算は、令和6年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算に、歳入歳出それぞれ52万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,675万6,000円とするものであります。

内容は、事務費負担金の増額補正であります。

議案第83号は、「令和6年度篠栗町水道事業会計補正予算（第2号）について」であります。

当該補正予算は、令和6年度篠栗町水道事業会計予算における収益的支出に11万3,000円を追加し、収益的支出の総額を5億8,425万2,000円とするものであります。

収益的収入の予算額が6億4,521万8,000円であるため、6,096万6,000円の黒字予算となります。

内容は、人件費の補正であります。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願いたします。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの提案理由の説明に対し大綱質疑を行います。

質疑はございませんか。

ないようですので質疑を終結いたします。

日程第4、議案の委員会付託についてを議題といたします。

議案第71号から議案第83号までの13議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

まず、議案第73号から議案第79号までの7議案につきましては、タブレットの掲載の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒牧 泰範） はい、異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

次に、議案第71号、議案第72号及び議案第80号から議案第83号までの補正予算6議案につきましては、議長を除く11人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒牧 泰範） はい、異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長については、申合せにより、委員長は、9番、栗須信治議員、副委員長は、6番、横山和輝議員です。

日程第5、発議第1号「篠栗町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本発議は、全員協議会において協議を行い、議員全員において発議を行っておりますので、篠栗町議会会議規則第39条第2項によって、趣旨説明及び討論を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒牧 泰範） はい、異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

議会事務局長に発議の朗読をいたさせます。

水江事務局長。

○議会事務局長（水江 靖浩） 発議第1号

篠栗町議会議長 荒牧泰範 殿

「篠栗町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」

上記の議案を別紙のとおり、篠栗町議会会議規則（昭和39年議会規則第1号）、
第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和6年12月3日

（提出者）篠栗町議会議員、古屋 宏治

（賛成者）篠栗町議会議員、今長谷 武和、村瀬 敬太郎、栗須 信治、品川 静、
横山 和輝、太郎良 瞳、門馬 良、崎山 佐穂、浦野 雅幸、吉本 文枝

提出理由、本会議の表決において電子採決システムを採用するため、表決の方法に
ついて現行の起立採決に加えて電子採決システムによる表決を行えるように、本規則
の一部を改正するもの。

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの発議に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

それでは、ただいまから採決を行います。

発議第1号について、本案に賛成の方の御起立を願います。

まだ使えませんから、これが通らないと。

（賛成者起立）

○議長（荒牧 泰範） はい、全員賛成と認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして散会といたします。

散会 午前10時30分

令和6年第4回(12月)

篠栗町議会定例会

12月5日(一般質問)

令和6年 第4回 定例会 会議録

日時 令和6年12月5日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	崎 山 佐 穂	2番	浦 野 雅 幸	3番	吉 本 文 枝
4番	門 馬 良	5番	太 郎 良 瞳	6番	横 山 和 輝
7番	品 川 静	8番	古 屋 宏 治	9番	栗 須 信 治
10番	村 瀬 敬 太 郎	11番	今 長 谷 武 和	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	大 塚 哲 雄
教 育 長	今 長 谷 寛	総 務 課 長	田 村 明 広
財 政 課 長	藤 忠 文	財 産 活 用 課 長	熊 谷 重 幸
会 計 課 長	西 村 智 子	ま ち づ く り 課 長	大 内 田 幸 介
税 務 課 長	進 藤 功 次	収 納 課 長	平 山 智 久
住 民 課 長	有 隅 哲 哉	健 康 課 長	田 中 久 善
福 祉 課 長	村 瀬 菊 子	産 業 観 光 課 長	松 熊 大
都 市 整 備 課 長	堀 雅 仁	上 下 水 道 課 長	花 田 篤
学 校 教 育 課 長	吉 村 秀 昭	こ だ も 育 成 課 長	藤 幸 三
社 会 教 育 課 長	横 内 綾 子	監 査 委 員 事 務 局 長	佐 伯 和 久

出席した議会事務局職員

局 長	水 江 靖 浩	次 長	伴 秀 代
主 事	黒 瀬 友 宏		

開会 午前10時00分

○議長（荒牧 泰範） 皆さんおはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

なお、傍聴に来庁されました皆様には大変感謝申し上げます。傍聴に際しましては、一般質問通告書一覧1ページの注意事項に目を通していただき、御協力頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本日は議会事務局職員の写真撮影を許可しております。

それでは、日程第1、一般質問を行います。

質問者は2名でございます。質問時間は申合せにより、答弁を除き1人30分以内といたします。

この際、議員の皆様には議事進行に際してのお願いを申し上げます。質問議員も答弁者も言葉遣いに気をつけるように求めます。発言内容を精査して小職において処理いたします。これに御協力頂きます。

それでは、順次質問を許可いたします。

質問順位1番、崎山佐穂議員。

どうぞ。

○議員（崎山 佐穂） おはようございます。

議席番号1番、崎山佐穂でございます。

先日、11月17日に行われた篠栗町長選挙にて町民の信託を受け、6期目のスタートを切る三浦町長に、篠栗町の子育て・次世代教育政策についてお聞きいたします。

先日の選挙、また篠栗町に限らず多くの自治体で、世代交代や政治の刷新等の言葉が飛び交っています。様々な意見が尊重されるべきですが、多様性が重んじられ、年齢で区切ることですらエイジズムという差別と捉えられる時代ですので、年齢や性別に関係なく能力と覚悟そして情熱があれば町長としての職務を進めていけるものだと思います。

今回の選挙期間中、一部の町民から、特に政治の若返りを軸とした子育て政策の在り方について考えを聞く機会がありました。

このような政策とは、今の若い子育て世代のためだけではなく、これからの時代の町を担ってもらう人材育成として皆で考えやっつけていかなければなりません。

子育て世代の議員として、持続可能なまちづくりのためには、大きく見据えた子育て

てや次世代教育に対する政策や投資が必要不可欠だと思っています。

町長の今後4年間における、子育て・次世代政策についてお聞かせください。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

ただいまの崎山議員の「町の子育て・次世代教育政策」についてお答えいたします。

篠栗町では、第7次篠栗町総合計画「まちづくり未来チャート」に基づき、総合教育会議の承認を得て、篠栗町教育大綱を策定しております。

この教育大綱の具現化を図るために学校教育プラン、社会教育プランを毎年、そして、こどもいきいきプランを5年ごとに計画しており、この基本計画をもとに教育施策を実施しているところでございます。

その中で、「こどもいきいきプラン」により実施しているものとして、町には、子供たちが気軽に遊びに行くことのできる「集いの場」として、「児童館」を各小学校校区に設置しております。

篠栗小校区には「やまばと児童館」、勢門小校区はたは「たけのこ児童館」、北勢門小校区には「すぎのこ児童館」でございませう。

児童館では、乳幼児を対象とした「乳幼児向け教室」、「ティータイム」や、小学生を対象とした「みんなで遊ぼう」などの催しのほかに、演劇の鑑賞や工作・ダーツなど親子で楽しむイベント、「児童館フェスタ」なども開催しております。

その他の事業といたしまして、就労や病気等の理由で保護者が家庭保育できない小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図ることを目的とした「放課後児童クラブ」学童保育でございませうが、これを実施しているほか、「日曜日一時預かり事業」といたしまして、保護者の傷病等による緊急時の保育またはリフレッシュが必要なときに、お子様を一時的にお預かりする事業なども実施しているところでございませう。

今年度は新たな取り組みといたしまして、町の児童厚生施設となる「たけのこ児童クラブ室」の新築工事を現在行っております。

勢門小学校校区の放課後児童クラブにおける待機児童解消のために、学童施設の新築工事を実施するものでございませう。

来年度は、篠栗小学校校区に「やまばと児童クラブ室」の建設を実施いたします。

また、既に議会へ報告しておりました、「子ども第三の居場所事業」にも取り組ん

でおりまして、子ども第三の居場所事業の目的といたしましては、全ての子供たちが未来への希望を持ち、安心して過ごすことができる「子ども第三の居場所」を設置し、その居場所が地域の子育てコミュニティとなることで、「みんながみんなの子供を育てる」町、そういうまちを目指すための事業でございます。

具体的には第三の居場所として、子供の、1正しい生活リズム、2健康を支える食事、3学習サポートのほかに、4保護者へのフォロー、5体験活動及び地域とのつながりなどの事業でございます。

主に、学齢期の児童を対象として、児童の居場所となる拠点を開設し、児童の生活の場を与えると同時に児童や児童の保護者からの相談を受け付ける予定としております。

この事業につきましては、令和5年度より「子どもの居場所支援事業」として、NPO法人地域コミュニティーセンター「こころん」が、拠点事業「フリースペース SHIN」を町の補助で運営していますが、今回、場所を移転し、子育てコミュニティとして事業を拡大し運営を行うものでございます。

令和7年度におきましては、事業の移転先を、老松神社横のくすのき公園の場所に施設を新築し、施設自体につきましては、全ての子供が利用できるように、「こころん」の職員と地域住民のボランティアで運営を行うこととしております。

次に、次世代教育政策につきましては、学校教育プランで示しておりますように、「先行きが不透明で将来の予測が困難な状態」を意味する VUCA の時代、そして我が国が目指すべき未来の姿である Society 5.0 を生き抜ける教育の必要性を感じているところでございます。

具体的には、社会への適応能力を含めた非認知能力を持った子供の育成を目的に、篠栗町では共育を推進しているところでございます。

幼保小中学校では、「学びの共同学習」として、学びの共同体の理念をもとに、全ての子供たちが主役になれる、1人も取り残さない教育を実施しております。また、学校に登校できない児童・生徒のために、学校支援センターの拡充と新規事業を行うことで、不登校児童・生徒の低減を目指します。さらに福岡工業大学や福岡女学院大学と包括連携協定を締結しておりまして、数々の子供たちの健全育成事業を行っているところでございます。

これからは、ICT を活用した授業実践や教材研究資料のデータベース化により、児童生徒の情報リテラシーの向上を目指します。

今後、子育てに関する保護者の不安の解消や養育支援並びに教育への悩みなど、子

供に関する事と全ての相談に一括して応じる窓口といたしまして、そういう機能を持つ「子ども・家庭センター」をオアシス篠栗内に設けます。

また、私の友人で九州工業大学飯塚キャンパスの教授で、篠栗在住の方がいらっしゃいまして、今後、女子の理系への進出こそ、日本の企業の担い手不足を解消する大きな手だてになるとの御意見を頂いております。そのためには、九州工業大学が町内中学校に出前講座などを企画して、理系の面白さ、工学部系の面白さを伝えて、興味を持ってもらう手立てを考えているとお話し頂いております。近畿大学飯塚キャンパスからも、教育関係における何らかの連携協定を結びたいとの申出もあっております。

今後は、既存の連携先であります福岡工業大学や福岡女学院大学をはじめ、近隣の大学との連携をこれまで以上に深め、将来を担う人材の育成に力を入れるべきだと考えております。

どうぞよろしく申し上げます。

○議長（荒牧 泰範） 崎山議員、再質問ございますか。

どうぞ。

○議員（崎山 佐穂） はい、しっかりと、町の子育て、それから次世代教育支援の政策、この対応プラン、とても充実したものが考えられているなと思いますが、実際の、例えば不登校に関してだったりとか、全てにおきまして、現場の充実というものが大変重要になってくると思います。

先生が疲弊しては、やっぱり、幾ら研修を受けても、実際に子供たちに接するときに、幾ら勉強を頭でしていても実践できなかつたりとか、そういうふうにはやっぱり人材不足だったり、現場をいかに円滑に回していくかということが、実際これが行われていくためにはとても大切なことだと思っています。

なので、具体的にその現場までしっかりこれが行き渡るためにはどうしたらいいか、もう一度お聞かせください。

○議長（荒牧 泰範） 答弁者は町長ですが、現場、どちら、教育長、どちらが答弁なさいますか。

教育長でよろしいですね。

はい、教育長。

○教育長（今長谷 寛） はい、質問ありがとうございます。

今お話がありましたし、町長からも示していただきました。

これについては既に実践を始めているところではありますけれども、一つは、学校

現場において、子供たちがやはりしっかり居場所を持てるという、そういう学校にしたいというのが一つあります。

そのためにはどうするかということなのですが、答弁の中にもありましたように、学びの共同学習というのは、子供たち一人一人が主役になるような授業・学習を進めていく。今まではどちらかというと、学習が進んでいる子供が中心の授業でしたが、これからは、困っている、頑張ろうとしている、そういう子供たちが主役になるような授業を実践するために、今、教育委員会のほうから各学校に、指導をしてもらう担当者を毎週1回派遣し、支援をしていただいています。

それから不登校に関しましても、教育支援センターをさらに拡充するという意味で、オアシスのほうに、より広い場所を確保し、そしてその中に、いろんな多様なニーズを持った子供たちに対応できる、そういう設備の拡充を今行っているところでございます。

また、支援センターだけでなく、各地域の事業者をお願いして、各事業所でも、そういう困っている子供たちを受け入れる事業所があれば、ぜひ協力頂きたいということで、そういう訪問事業という形での拡充を図りながら、事細かに、全ての子供たちに対応できることを狙って進めているところでございます。

以上です。

○議長（荒牧 泰範） はい、再質問ございますか。

はい、崎山議員どうぞ。

○議員（崎山 佐穂） はい、教育長がおっしゃったこと、理解できました。

もう一つ、最後もう一つは、それをいかに保護者がこういうものがあるんですよ、という、あったとしても伝わらなかったら、ないと思われてしまうということが、とても残念な状況になると思いますので、またこれを親御さんに伝えるためには、どうしたらいいかということ、特に学校に来ていない子で、やっぱりつながりが段々、毎日先生たちも電話をしたりとか、アプローチをかけると思うんですけど、やはり、なかなか伝わりにくいと思うんですよ。

なので、いろんなツールがある時代ですので、教育長は、そうやって情報がしっかり行き渡るようにするには良いとどう思われますか。

○議長（荒牧 泰範） はい、教育長。

○教育長（今長谷 寛） はい、ありがとうございます。

今のお話は、ぜひともですね、全ての町民にというか、全て皆さん方に、特に必要性を感じてある保護者の皆さんに伝える必要があるというふうに感じております。

来年度の予算の中にも、その辺りのところを、十分加味したものを今準備しておりますので、これから SNS など、いろんなツールを使って、現在、町が教育施策として行おうとしているところの広報を進めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

はい、次に参ります。

質問順位 2 番、吉本文枝議員。

どうぞ。

○議員（吉本 文枝） おはようございます。

議席番号 3 番、公明党、吉本文枝でございます。

本日は、2 問質問いたします。

初めに、「窓口業務に軟骨電動イヤホン設置を」についてです。

役場窓口には、日々来庁者があり丁寧な対応がされていると思います。

今回は高齢者の対応について質問いたします。

よく見えない人には老眼鏡があり、よく聞こえない人には補聴器というものがあります。窓口には老眼鏡が置いてあるところがありますが、補聴器に関係するものはまだまだ不十分な窓口が多いようです。

そこで、よく聞こえない人への補助具として、軟骨電動イヤホンというものがあります。500 年以上前の 15 世紀から音が聞こえる経路として、空気中の振動を聞く気導と、骨から伝わる骨導の二つの経路は知られており、これを利用した多くの機器は販売されてきました。

一方で、2004 年に奈良県立大学の細井教授が、耳の軟骨に振動を与えることで気導や骨導と同じように音が伝わることを発見し、これを軟骨伝導と名づけました。

軟骨電動イヤホンは高齢者や聴覚に障害がある人にも聞こえやすくなるほか、通常のイヤホンと違い耳の穴の奥に付けないため痛みはなく、汚れにくいのが特徴です。イヤホンに穴や凹凸がないので拭き取りやすく、不特定多数の人が使用しても衛生的です。また、小さな声でもはっきりと聞こえるので、職員も大きな声で話す必要がなく、個人情報や相談内容が周囲に漏れることを防ぐことができます。

近隣では、粕屋町、志免町に導入されています。

軟骨電動イヤホンを設置することは、大切な住民サービスの一つと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいまは、吉本文枝議員から、1問目といたしまして、「窓口業務に軟骨電動イヤホン設置を」という御質問を頂きました。

軟骨電動イヤホンについては、ただいま議員から御紹介がありましたとおり、違和感なく声がよく聞こえ、窓口での聞こえにくさを解消し、コミュニケーションを円滑にするための手段として、全国的にも導入が進んでおり、糟屋郡内においても志免町と粕屋町が既に導入をしております。

糟屋郡の町長会におきましても、この有効性を非常に、両町長から私どもも報告を受けておりまして、私もこれは早速導入すべきだということで、考えているところでしたが、ただいま御質問を頂きましたので、もう少し詳しく御説明をいたしますと、篠栗町においての耳が聞こえづらい方への窓口対応につきましては、ゆっくりと大きな声で説明を行い、相談の内容によっては筆談などの方法を用いて、現段階においては、特段のトラブルもなく対応を行っているところではございますが、大きな声での会話は、先ほども御指摘がありましたとおり、プライバシー保護の観点からの懸念もありまして、筆談での対応も、相談者及び対応する職員に対して一定の負担が生じることは考え、双方ともに改善する余地があると思われておりました。

軟骨電動イヤホンの導入により、通常の会話に近い形でコミュニケーションを図れることが期待されまして、耳が聞こえづらい方でも、より気軽に来庁できる窓口になると考えられます。

糟屋郡内の導入自治体の状況を確認したところ、利用に際しての課題も認められないことでもありますから、篠栗町においても早急に導入を指示してまいりたいと考えております。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

はい、吉本委員。

○議員（吉本 文枝） 設置していただくということで嬉しく思います。

それで、軟骨電動イヤホン自体を知らない方がいらっしゃるのも、また年齢関係なく耳の聞こえにくい方はいらっしゃると思いますので、どなたでも使えるような工夫をしていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（荒牧 泰範） はい、町長。

○町長（三浦 正） 実際、私も会議の席上、現物を見まして、非常に使いやすく、それから先ほど御指摘ありましたように、衛生面でも心配することがないということをしっかり伝えていきながら、どなたでも御利用できますよ、ということをお伝えし

て、利用頻度を高める必要があるかと思っておりますので、その点におきましても努力してまいりたいと思っております。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか、1問目は終了ですね。

では、次の質問にどうぞ。

○議員（吉本 文枝） 次に移ります。

9月議会では認知症の人と家族を笑顔にするための取り組みを提案しましたが、認知症になる前の予防も必要と考えます。

認知症になる原因のうち難聴は対処可能なものの一つであることから、「ヒアリングフレイルチェックの取り組みについて」質問します。

ヒアリングフレイルとは、聴覚機能の低下による身体の衰え、フレイルのことを示し、聴覚機能の衰えつまり難聴を意味するとともに、難聴によって周囲との関わりが大きく変化しフレイルに陥ることや、フレイル傾向になってしまうことを言います。

周囲が聴力の低下に気づかず、この状態を放置すると、他のフレイルと同様に心身の活力の衰えが進み、認知症や鬱病になるリスクが高まることが懸念されます。

また、災害時の避難所では、運営スタッフの声がよく聞き取れず、大事な情報を聞き逃してしまうなど、情報格差につながるのではないかと憂慮されます。

日本の想定難聴者が1,430万人。10人に1人が難聴の時代と言われていますが、聴覚の機能の低下を、加齢による身体の低下や認知機能の低下と勘違いするケースがあります。

例えば、話かけても以前のように反応しなくなった、外出するのが億劫になった、部屋に引きこもることが多くなった、以前より怒りっぽくなった、大好きなテレビを急に見なくなった、以前に比べて会話が難しくなった、などの症状が見られる人は聴覚機能の低下が原因の可能性があります。

社会的孤立や認知症の予防の観点から、「ヒアリングフレイルの予防」について、広く周知啓発が必要と考えます。

そこで2点お伺いします。

1点目、ヒアリングフレイルを予防するには、本人や家族など、周囲の人ができるだけ早く気づくことが大切です。福岡県のフレイル予防の取り組みとして、ヒアリングフレイルチェックがホームページに分かりやすく紹介されています。無料のアプリも紹介されており、スマートフォンで簡単にヒアリングフレイルチェックができます。

今後、ヒアリングフレイルチェックを多くの人に実施していただくためにも、「認

知症カフェ」や特定健診でのお声かけ、相談会の開催、広報誌などでの周知啓発をしてはいかがでしょうか、町長のお考えをお聞かせください。

2点目、難聴者のリスクとして社会への関わりの減少による孤立などがあります。

ヒアリングフレイルの対処法には、補聴器などの適切な支援機器の選択と活用が必要だと考えます。

町として、軟骨電動イヤホンなどの集音機や補聴器の情報提供、またそれらを積極的に活用することを促進することで、健康長寿のまちづくりにつながると考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（荒牧 泰範） はい、ただいまの質問に対し答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいまは、2問目として「ヒアリングフレイルチェックの取り組みについて」、2点の御質問を頂きました。

まず、質問の1番目「特定健診や相談会での声かけ、広報誌を活用した周知啓発を行い、ヒアリングフレイルチェックを多くの人に実施してもらい取り組みを進めてはどうか」という御質問でございました。

ヒアリングフレイルというのは、聴覚機能の低下が原因で心身の活力が衰え、認知症や鬱病、さらには社会的孤立を引き起こすリスクを高める重要な健康課題であると認識しております。そのため、早期に発見し予防することが非常に重要だと考えております。

現在、篠栗町では特定健診の場でヒアリングフレイルについて、直接的なお声かけは行ってはおりませんが、健診結果説明会の際に、受診者全員に「お困りのことや、不自由な点はありませんか」とお声掛けし、ヒアリングフレイルを含む様々な健康課題に関する相談をお受けしているところでございます。

このように、町民の皆様が幅広い健康課題に気づくきっかけを提供しており、間接的ではありますが、聴覚機能の低下についても意識を促しているところでございます。

今後の取り組みといたしましては、福岡県の事例を参考にしながら、町の本広報誌やホームページを活用してヒアリングフレイルチェックの重要性を町民の皆様にお伝えする方法を検討してまいります。

また、特定健診のさらなる活用も視野に入れまして、健診会場でのポスター掲示やパンフレットの配置を通じて、聴覚低下への気づきを促進できるよう啓発を進めてまいります。

2番目の「補聴器などの情報提供や積極的活用の促進を」という御質問にお答えいたします。

吉本議員御指摘のとおり、難聴は生活や社会参加の範囲を狭め、フレイルや認知症等のリスクを高める要因になり得ることなど、特に高齢期の生活に及ぼす影響が大きいため、難聴が社会参加に障害にならないよう、町といたしましても、窓口や広報等を通じて、補聴器などの聴覚補助機器の情報発信を行いまして、その活用促進をしてまいりたいと思っております。

また、将来的には、身体機能や認知機能の状態にかかわらず、誰もが生活しやすい健康長寿のまちづくりを目指してまいりたいと思っております。

現在、福岡工業大学の檜崎先生に、元気もん調査を含めた複数年にわたって篠栗町の健康維持のためのいろんな取り組みを依頼しているところでございますが、こうした取り組みの中でも、この難聴を含めたフレイル対策をしっかりと私どもからもお願いしまして、そこに特化した取り組みも含めた事をお互い協力し合いながら進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

はい、吉本議員。

○議員（吉本 文枝） ありがとうございます。

ヒアリングフレイルチェックの内容ですけれども、ヒアリングフレイルの内容は御存じでしょうか。

その内容自体は本人だけというよりも、御家族と一緒にしていただくことで、次の受診など、次の行動に移ると思われませんが、御家族全体にも伝わるような伝え方を考えてあるのでしょうか。

○議長（荒牧 泰範） はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 今御指摘のことも含めて、今後さらに家族も含めて、ちゃんとヒアリングフレイルの防止、あるいはその実態のことをチェックできる体制をつくっていきたいと思っております。

正直なところ、私もいささかヒアリングフレイル気味でございまして、必要なときには補聴器を使用しているわけでございますが、それによって家族も非常にお互いにコミュニケーションがとりやすくなったと言われておりまして、そういう私の経験も含めて、体験も含めて、しっかり機会あるごとにお話ししてまいりたいと思っております。

○議長（荒牧 泰範） 再質問ございますか。

○議員（吉本 文枝） 終わります。

○議長（荒牧 泰範）はい、以上で、本日の議事は全て終了いたしました。
これをもちまして散会いたします。

散会 午前10時33分

令和6年第4回(12月)

篠栗町議会定例会

12月11日(採決)

令和6年 第4回 定例会 会議録

日時 令和6年12月11日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	崎 山 佐 穂	2番	浦 野 雅 幸	3番	吉 本 文 枝
4番	門 馬 良	5番	太 郎 良 瞳	6番	横 山 和 輝
7番	品 川 静	8番	古 屋 宏 治	9番	栗 須 信 治
10番	村 瀬 敬 太 郎	11番	今 長 谷 武 和	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	大 塚 哲 雄
教 育 長	今 長 谷 寛	総 務 課 長	田 村 明 広
財 政 課 長	藤 忠 文	財 産 活 用 課 長	熊 谷 重 幸
会 計 課 長	西 村 智 子	ま ち づ くり 課 長	大 内 田 幸 介
税 務 課 長	進 藤 功 次	収 納 課 長	平 山 智 久
住 民 課 長	有 隅 哲 哉	健 康 課 長	田 中 久 善
福 祉 課 長	村 瀬 菊 子	産 業 観 光 課 長	松 熊 大
都 市 整 備 課 長	堀 雅 仁	上 下 水 道 課 長	花 田 篤
学 校 教 育 課 長	吉 村 秀 昭	こ ども 育 成 課 長	藤 幸 三
社 会 教 育 課 長	横 内 綾 子	監 査 委 員 事 務 局 長	欠 席

出席した議会事務局職員

局 長	水 江 靖 浩	次 長	伴 秀 代
主 事	黒 瀬 友 宏		

閉会 午前10時00分

○議長（荒牧 泰範） 皆様、おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

なお、執行部では佐伯監査委員事務局長が体調不良のため欠席いたしております。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットの掲載の議事日程のとおりでございます。

それでは日程に従い議事を進めます。

日程第1、議案第71号「専決処分の承認を求めることについて

（専決第13号）」〔令和6年度篠栗町一般会計補正予算（第7号）について〕を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第71号「専決処分の承認を求めることについて（専決第13号）」

〔令和6年度篠栗町一般会計補正予算（第7号）について〕

本議案は、衆議院議員総選挙実施のため、令和6年度篠栗町一般会計補正予算（第7号）を編成するにあたり、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求められたものであります。

予算の編成内容は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,750万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ143億4,138万9,000円とするものであります。

歳出における主な事業では、総務費、衆議院議員総選挙費に

1,750万3,000円を増額し、主な歳入では、地方交付税362万3,000円、県支出金1,388万円を増額補正するものです。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

はい、ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は、押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は、承認です。

本案を、原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決)

○議長(荒牧 泰範) 変更はございませんか。

(なし)

○議長(荒牧 泰範) はい、なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数11、賛成11であり、全員賛成と認めます。

よって、議案第71号は委員長報告のとおり承認されました。

日程第2、議案第72号「専決処分の承認を求めることについて

(専決第14号)」〔令和6年度篠栗町一般会計補正予算(第8号)について〕を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○予算特別委員会委員長(栗須 信治) 報告いたします。

議案第72号「専決処分の承認を求めることについて(専決第14号)」

〔令和6年度篠栗町一般会計補正予算(第8号)〕について

本議案は、県議会議員補欠選挙実施のため、令和6年度篠栗町一般会計補正予算(第8号)を編成するにあたり、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものであります。

予算の編成内容は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,420万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ143億5,559万円とするものであります。

歳出における主な事業では、総務費、県議会議員選挙費に1,420万1,000円を増額し、主な歳入では、地方交付税380万1,000円、県支出金1,040万円を増額補正するものです。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は、押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は、承認です。

本案を、原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（荒牧 泰範） 変更はございませんか。

変更はございませんか。

（なし）

○議長（荒牧 泰範） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 であり、全員賛成と認めます。

よって、議案第 72 号は委員長報告のとおり承認されました。

日程第 3、議案第 73 号「篠栗町宿泊税交付金基金条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、横山委員長。

○総務建設常任委員会委員長（横山 和輝） 報告いたします。

議案第 73 号「篠栗町宿泊税交付金基金条例の制定について」

本議案は、福岡県宿泊税交付金を財源とし、篠栗町における観光資源の魅力向上、旅行者の受入れ環境の充実、その他の観光の復興を図る施策に充てるための基金として積み立てることを目的とし、本条例を制定することについて、議会の議決を求めら

れたものであります。

制定の主な内容は、福岡県宿泊税交付金を観光の復興を図る施策に充てるために積立てをすること、基金の運用管理のこと、基金の処分のことなどを本条例で規定するものであります。

執行部の説明では、福岡県から当該年度交付される宿泊税交付金を年度内に実施した事業費が最終的に交付される額に満たない場合について、残額は町に交付されず県の宿泊税基金に積立てられるとのことであります。

つきましては、当該交付金を町の基金に積み立てることによって、翌々年度までに観光の復興を図る施策に充てることのできるため、本条例を制定することのであります。

この条例については、公布の日から施行されます。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は押しボタンにより行います。

本案に対する委員会の報告は、可決です。

本案を、原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（荒牧 泰範） 変更はございませんか。

（なし）

○議長（荒牧 泰範） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 であり、全員賛成と認めます。

よって、議案第 73 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 74 号「篠栗町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正す

る条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、横山委員長。

○総務建設常任委員会委員長（横山 和輝） 報告いたします。

議案第74号「篠栗町一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、職員の職務を給料表に定める級別標準職務表を整理するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

執行部の説明では、級別標準職務表の4級から6級において、職務の級の見直しと、標準職務欄の役職名の整理を行うものであります。

この条例については、令和7年4月1日から施行されます。

質疑終了後討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は、押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を、原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（荒牧 泰範） 変更ございませんか。

（なし）

○議長（荒牧 泰範） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数11、賛成11人であり、全員賛成と認めます。

よって、議案第74号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第75号「篠栗町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

ここでお諮りいたします。

日程第5及び日程第6の議案第75号及び議案第76号の2議案については関連議案でございます。

会議規則第37条の規定によりまして、一括議題とし、2議案を一括して委員長報告を受け、採決については1議案ずつ採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒牧 泰範) はい、異議なしと認めます。

従いまして、議案第75号及び議案第76号の2議案を一括議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○文教厚生常任委員会委員長(栗須 信治) 報告いたします。

議案第75号「篠栗町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第76号「篠栗町総合運動公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を一括にて報告いたします。

本議案は、体育施設の管理に関して変更が生じたことに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

主な条例の改正内容は、体育施設の使用時間を変更し、当該事項について規則に定めるほか、一部の教育関連施設において町外者の使用に制限を設けるものであります。

執行部の説明では、使用時間の変更の内容は、使用時間を一定ではなく、季節や曜日に応じて変更することで、施設の効率的な運営や利便性の向上となるため行うとのことであります。

また、一部の施設において町外者の使用を不可とすることにおいて、不可とする施設は、各学校体育館とグラウンド、武道館、町民球技場であります。

この施設は、学校の教育活動を主な目的として使用しているため、教育活動を円滑に実施していくための維持管理等の観点から行うもので、町外者の使用を不可とするものであります。

なお武道館、町民球技場の町外者の対応、代替の施設は記念体育館や社会体育館、カブトの森公園の野球場を提供することになるとのことです。

この条例については、公布の日から施行されます。

当委員会の中で質疑がありましたので説明をいたします。

利用申請者が町民の方であれば町民の扱いになるのか、との質問があり、利用者の半数以上が町民に限ります、との回答でありました。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、議案第75号及び議案第76号ともに、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） 委員長、すいません。

最後の部分、議案第76条は、第76号に置き換えさせていただきます。

それでは、ただいまの委員長報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

順次、採決を押しボタンにより行います。

まず、議案第75号に対する委員長の報告は、可決です。

本案を、原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（荒牧 泰範） 変更はございませんか。

（なし）

○議長（荒牧 泰範） はい、変更なしと認めます。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数11、賛成11であり、全員賛成と認めます。

よって、議案第75号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第76号に対する委員長の報告は、可決です。

本案を、原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決)

○議長（荒牧 泰範） 変更はございませんか。

(なし)

○議長（荒牧 泰範） はい、変更なしと認め、確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 人であり、全員賛成と認めます。

よって、議案第 76 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 77 号「篠栗町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、横山委員長。

○総務建設常任委員会委員長（横山 和輝） 報告いたします。

議案第 77 号「篠栗町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、今年、都市計画変更決定を行った高田地区地区計画及び都市計画決定を行った和田・津波黒地区の地区計画の整備計画区域内における建築物の用途、構造及び敷地に関する制限規定等を、本条例に追加することにより、当該区域における地区計画の目標に即した適正かつ合理的な土地利用を図り、健全かつ良好な都市計画を確保するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

執行部の説明では、これら地区は、いずれも県が実施する定期線引きの見直し時に、市街化編入と併せて実施されたものとは異なり、地区計画を先行させて開発を行う手法であるため、現状では市街化調整区域内に属するとのことであります。

この条例については公布の日から施行されます。

質疑終了後討論を行いました但し討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） はい、ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は、押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を、原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決)

○議長（荒牧 泰範） 変更はございませんか。

(なし)

○議長（荒牧 泰範） なしと認め、確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 であり、全員賛成と認めます。

よって、議案第 77 号は委員長の報告どおり可決されました。

日程第 8、議案第 78 号「篠栗町道路占有及び使用に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりますので委員長の報告を求めます。

横山委員長。

○総務建設常任委員会委員長（横山 和輝） 報告いたします。

議案第 78 号「篠栗町道路占有及び使用に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、令和 5 年 4 月 1 日に道路法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、道路占用料の額及び占用物件の見直しを行うため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものであります。

執行部の説明では、この政令において篠栗町や所在地における等級が第 3 級地となっており、その他の町につきましては第 2 級地となっており、等級における占用料の金額に差が生じていたため、改正前は近隣の町に合わせた占用料として条例にて規定していたとのことであり、今回の政令改正の施行に伴い、当該等級地における占用料の額は、従前の条例に掲げる額を上回ることや、占用物件として表示がなかった物件について、政令内容に合わせた物件内容として追加することとし、あわせて運用方法について記載も改正するものであります。

この条例については、令和 7 年 4 月 1 日から施行されます。

質疑終了後討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（荒牧 泰範） はい、ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は、押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を、原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（荒牧 泰範） 変更ございませんか。

（なし）

○議長（荒牧 泰範） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 であり、全員賛成と認めます。

よって、議案第 78 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 79 号「指定管理者の指定期間延長について」を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第 79 号「指定管理者の指定期間延長について」

本議案は、篠栗町総合保健福祉センターの現指定管理者の指定期間を延長することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求められたものであります。

なお、当該指定期間の延長については、篠栗町公の施設に係る指定手続等に関する条例第 6 条の規定により設置された選定委員会からの答申に基づくものであります。

公の施設の名称及び位置は、篠栗町総合保健福祉センター、篠栗町中央 1 丁目 9 番 2 号、指定管理者となる団体の名称は、大成有楽不動産株式会社 代表取締役 浜中 裕

之、指定管理者となる団体の住所は、東京都中央区京橋3丁目13番1号、指定延長の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までであります。

執行部の説明では、現在の指定管理者である大成有楽不動産株式会社の指定期間は令和7年3月31日で終了、本来であれば、次期指定管理者の公募の実施が必要でしたが、公募するための3つの課題が解消できないため、指定管理者選定委員会において、現行の指定管理者による1年間の延長が最適と判断されました。

3つの課題とは、現指定期間5年のうち3年間は閉館しており今後の来場者数の見込み予測ができないこと。2つ目、世界情勢が不安定であり人件費や原材料費の高騰により運営費用の試算が困難であること。3つ目、施設が24年経過し設備の老朽化及び機能低下が進み施設環境の保全が必要である。

この3つの課題をクリアしない限り、次期指定管理者の公募について応募者があられず不落となることが予想されるため、この課題解決に1年間要する決定をしたとのことであります。

当委員会の中で質疑がありましたので説明をいたします。

1年間の延長の理由は、との質問があり、現在の運営状況をもとに公募すると応募者がいないことが想定されるおそれが高いと現指定管理者からの提案を受けた、との回答がありました。

次に、糟屋地区で一括して業務を行おうとしている業者もいると聞いている、まずは、公募することができなかったのか、現指定管理者の提案で1年間の延長は疑問に感じる、との質問がございました。

過去の応募者において、初期は6社応募で5者辞退、次が2者応募、その次が3者応募、前回は1者応募の状況でありました。管理委託料の金額提示が安価なので応募が少なくなっている、安価の理由としてはクリエイト篠栗の管理も現指定管理者が担っているためである。つきましては、現指定管理者からの提案ということではなく、その情報をもとに現状分析を踏まえることが先決であるため、1年間の延長を選定委員会から受けた、との回答でございました。

質疑終了後、討論を行いました。討論はございませんでした。

審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は、押しボタンにより行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案を、原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決)

○議長(荒牧 泰範) 変更はございませんか。

(なし)

○議長(荒牧 泰範) なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

※【 投票総数 11、賛成 11 であり・・・。

失礼、さっき全部点いとした・・・。

すいません、私の目に間違いがなければ、先ほど全員賛成でしたので、

投票総数 11、賛成 11 であり、全員賛成と認めます。】

※補足説明【電子採決システムにて、各議員の表決の結果をモニターに表示しているが、議案第79号の表決において、議長が表決確定の宣言をされた時点で、全員賛成であったものが、受付終了処理の直前に、誤操作により1人が白票(棄権)に表示が変わってしまい、モニターに1人白票(棄権)のまま決定・表示されてしまった。その後、議長が誤りに気づき、全員賛成可決を宣言され、議員からの異議申し立てもなかったため「全員賛成」で可決となった。】

よって、議案第79号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第80号「令和6年度篠栗町一般会計補正予算(第9号)について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○予算特別委員会委員長(栗須 信治) 報告いたします。

議案第80号「令和6年度篠栗町一般会計補正予算(第9号)について」

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ7億1,095万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ150億6,654万1,000円とするものであ

ります。

歳出における主な事業では、総務費において、公共施設の電気料に3,500万円の増、篠栗北地区産業団地法面応急工事及び設計業務委託料に1,621万9,000円の増、公共施設予約システム構築業務委託を1,177万8,000円の減。

民生費において、児童運営費委託料に1億6,899万2,000円の増、児童手当に2億7,282万円の増。

衛生費において、子宮頸がん（9価）個別接種委託料に1,141万8,000円の増。

教育費において、各小学校の備品購入費に1,700万2,000円の増などを補正するものであります。

主な歳入では、地方交付税1億3,778万5,000円の増、

国庫支出金4億6,460万4,000円の増、県支出金8,613万3,000円の増などを補正するものであります。

繰越明許費補正については、北地区産業団地事業用地2法面設計業務委託料など3件で1億1,703万5,000円を追加するものであります。

債務負担行為補正については、行政事務包括業務委託など8件であります。

地方債補正については、地方債の限度額の変更といたしまして、公共事業債など3件の限度額を変更するものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

はい、ではまず反対の討論から伺います。

はい、浦野議員。

○議員（浦野 雅幸） 議席番号2番、浦野雅幸でございます。

議案第80号に以下の理由で反対いたします。

本補正予算案には、篠栗北地区産業団地法面応急工事として569万7,000円が計上されています。

これは11月の豪雨により、法面の地滑り箇所避難態勢を要求されるような変位が生じたため、応急的な対応が必要であるとのこと。

しかしながら、この地滑り箇所は、町が多額の設計・施工費を費やし、造成工事を行っています。

造成完了からわずか数年で、危険性が出るほど崩れているということが問題であり、さらに町費を費やすことについては到底納得できません。

設計・施工段階前の調査が十分であったのかを含め造成工事を検証し、原因を徹底的に追究することが必要であり、関係した会社には、やり直しをさせるべきだと考え、反対いたします。

以上でございます。

○議長（荒牧 泰範） 次に、賛成討論ある方。

はい、1番崎山議員。

○議員（崎山 佐穂） 議席番号1番、崎山佐穂でございます。

私は、議案第80号「一般会計補正予算（第9号）」に賛成の立場で討論したいと思います。

この一般会計補正予算に含まれる11月の豪雨による北地区産業団地の応急的な対応を行うための予算は、町民の安心安全を守るための予算であり必要なものです。

またそのほかにも児童館の運営費や子育て支援費、特別支援学級の級数増加に伴う予算など、この補正予算を以って動き始め始めなければならない事業など、福祉の向上に資する予算も含まれ、町民のための補正予算と確信しています。

従って、私は、この一般会計補正予算（第9号）に賛成いたします。

○議長（荒牧 泰範） 次に、反対の討論のある方。

はい、6番横山議員。

○議員（横山 和輝） はい、議席番号6番、横山でございます。

議案第80号「令和6年度篠栗町一般会計補正予算」に反対いたします。

それでは反対理由を申し上げます。

補正予算内には、産業団地の事業用地2において、北側法面及び西側法面の地滑り崩落箇所において、補修工事を行うための設計委託料1,052万2,000円が計上されております。

壊れた原因も、強い雨が降ったからと、町内では特に被害がない程度の雨で壊れる

というのは明らかな設計ミスか、施工ミスが考えられます。

本来であれば、この箇所の造成工事を行った設計または施工会社が責任を持って負担しなければならないことを、町民の税金で全額負担させることには賛同できません。そして、この設計を認めてしまえば、この後に発生する多額の工事費も町民に押しつける形となります。

以前に、執行部は、この造成工事に設計施工会社の瑕疵はなかったと、口頭だけで説明しておりますが、議会にはそのことが記された調査会社の報告書やまた公文書の提出は一切ございません。

町が負担しなければならないのであれば、真っ先に議会に提出すべき資料なしに、口頭だけで行おうとするのは、企業の瑕疵がなかったとは言えず、町とその企業の関係性も疑わざるを得ません。

資料及び説明が不十分であり、本来町民に負担させる必要がない設計委託料が計上されているため、本案に反対いたします。

○議長（荒牧 泰範） 次に、賛成の討論はございますか。

はい、では反対の討論はございますか。

討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は、押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を、原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

（表決）

○議長（荒牧 泰範） ボタンを押してください。

変更はございませんか。

（なし）

○議長（荒牧 泰範） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 8、反対 3 であり、賛成多数と認めます。

よって、議案第 80 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 81 号「令和 6 年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

はい、栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第81号「令和6年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ206万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億276万6,000円とするものであります。

補正予算の内容は、出産一時金の増額及び特別調整交付金の償還を行うものでございます。

歳出において、出産一時金を100万円、保険給付費等交付金償還金に106万5,000円をそれぞれ増額補正し、歳入においては、一般被保険者国民健康保険税を146万1,000円減額し、県支出金286万円を増額し、繰入金を66万6,000円の増額補正をするものであります。

債務負担行為について、レセプト点検業務委託、令和7年度、272万8,000円を限度額とするものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います、討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は、押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を、原案のとおり決定することに、賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（荒牧 泰範） 変更はございませんか。

（なし）

○議長（荒牧 泰範） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 であり、全員賛成と認めます。

よって、議案第 81 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 82 号「令和 6 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第 82 号「令和 6 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について」

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ 52 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 3,675 万 6,000 円とするものであります。

補正予算の内容は事務費負担金の増額であります。

歳出において、後期高齢者医療広域連合納付金を 52 万 7,000 円の増額補正、歳入において、事務費繰入金を 52 万 7,000 円の増額補正をするものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしました。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は、押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を、原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

（表決）

○議長（荒牧 泰範） 変更はございませんか。

(なし)

○議長（荒牧 泰範） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 であり、全員賛成と認めます。

よって、議案第 82 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 83 号「令和 6 年度篠栗町水道事業会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○予算特別委員会委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第 83 号「令和 6 年度篠栗町水道事業会計補正予算（第 2 号）について」

本議案は、既決の予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額に、収益的支出 11 万 3,000 円を追加し、収益的支出の予定額を 5 億 8,425 万 2,000 円とし、6,096 万 6,000 円の黒字予算とするものであります。

補正予算の内容は人件費の増額補正をするものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（荒牧 泰範） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

採決は、押しボタンにより行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を、原案のとおり決定することに賛否の表決を求めます。

ボタンを押してください。

(表決)

○議長（荒牧 泰範） 変更はございませんか。

(なし)

○議長（荒牧 泰範） なしと認め確定いたします。

ただいまの表決結果を申し上げます。

投票総数 11、賛成 11 であり、全員賛成と認めます。

よって、議案第 83 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 14、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

総務建設、文教厚生両常任委員長から会議規則第 75 条の規定により、御手元のタブレットの掲載のとおり、閉会中の継続審査の申出がっております。

お諮りいたします。

総務建設、文教厚生両常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒牧 泰範） はい、異議なしと認めます。

よって、総務建設、文教厚生両常任委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

次にお諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句・数字等の整理訂正につきましては、会議規則第 45 条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますがこれに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒牧 泰範） はい、異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句・数字等の整理訂正は議長に委任して頂くことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで町長何か発言することがございましたら。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） 令和 6 年第 4 回定例会の閉会に当たりまして御挨拶申し上げます。

長期間にわたる御審議誠にありがとうございました。

「篠栗町宿泊税交付金基金条例」をはじめ条例案 6 件、「指定管理者の指定期間延長について」1 件、「令和 6 年度篠栗町一般会計補正予算（第 9 号）」をはじめ、専決処分の承認を含めた令和 6 年度補正予算案 6 件の、上程いたしました 13 議案につ

きまして、可決・承認頂きましたことに感謝申し上げます。

昨年の第4回定例会の予算特別委員会における補正予算審議にて可決頂きました庁舎耐震工事でございますが、現在順調に工事が進んでおりまして、進捗率は約60%でございます。予定どおり進めば、3月14日の契約期限内の2月中に完成の予定でございます。この工事で、町民の皆様にとって、まさかのときもしっかりと災害対策本部として機能できる建物へと生まれ変わることができますので、どうぞよろしくお願いたします。

昨日の午後9時にノルウェーのオスロで、世界に被爆の実相を伝えてきた日本原水爆被害者団体協議会（被団協）でございますが、ノーベル平和賞の受賞式が開かれました。

授賞式で演説を行った代表委員の田中熙巳さん92歳は、皆様御存じのとおり13歳の時に長崎の原爆で被爆し、家族5人を失った被爆者でございます。

「再び被爆者をつくるな」と、核なき世界への願いを発信し続けてきた被団協がノーベル平和賞を受賞したことは、我々日本人全体に対しましても、被団協の皆さんと同様、核なき世界への願いを発信し続ける義務があるのだと確信するものだと考えております。

受賞後の演説の最後に田中さんが訴えた「人類が核兵器で自滅することがないように」「核兵器も戦争もない世界の人間社会を求めて共に頑張りましょう」の言葉に胸が熱くなりました。

役場壁面に掲げている「非核・恒久平和宣言の町」の懸垂幕が飾り物とならないように、町民一人ひとりが被団協の皆様の思いを繋いでいくことが重要でございます。

そうした思いを込めて被団協の皆様のノーベル平和賞受賞を喜びましょう。

今年も残すところ3週間足らずとなりました。どうぞ来年も皆様にとってよい年となりますように御祈念申し上げまして、篠栗町議会令和6年第4回定例会の閉会の御挨拶といたします。

長期間の御審議どうもありがとうございました。

そして、今年1年ありがとうございました。

皆様よい年をお迎えください。

終わります。

○議長（荒牧 泰範） 以上で、本日の会議を閉じます。

これもちまして、令和6年第4回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時51分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

荒牧 泰範

篠栗町議会議員

吉本 文枝

篠栗町議会議員

門馬 良
